

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1013010	鞆町内狭隘路原則自動車通行禁止と通行熟練市民等に随時、通行許可証交付の円滑化の要件緩和	歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない要件緩和を求める。	<p>鞆町内狭隘路を原則自動車通行禁止とし、地元住民や地元商店等への納入業者等には、事前申請による常時通行許可証を発行し、鞆町内狭隘路通行熟練した地元出身者(免許証の本籍地を確認)通行許可を随時、駐車監視員に準じた新規制度を創設し、その交通監視員より通行許可証を交付する。不正予防の為、監視カメラによる録画を行う。</p> <p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。</p> <p>代替措置： そこで、同時提案している「2種運転免許制度の要件緩和」によって、住民主体で循環乗合バス、タクシーを安全、便利に持続可能な運営が可能となる。又緊急車両の円滑な通行が可能となる。鞆町内狭隘路を原則自動車通行禁止規制の目的は、現状の狭隘路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止する事である。原則通行禁止規制は、6時～22時迄とする。通行禁止中の通過交通は、県道251号線を通過させる事で対応可能。現実に毎年5月に行われる「鞆の浦花火大会」時には同様な交通規制が行われている。(添付資料)</p>	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	34 広島県	警察庁
1013020	2種運転免許制度の要件緩和	自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ第二種免許を受けなければならない要件緩和を求める。	<p>鞆町郊外の観光客用駐車場より鞆町内への移動手段と地元高齢者の町内移動手段として、鞆町内狭隘路の自動車運転に熟練した市民による旅客自動車運転を簡単な適正検査と講習によって地域限定2種運転免許取得を可能とする。</p> <p>提案理由： 鞆の町並みは江戸時代に建設され、歩行者用の通路が残るが故に、幅員4m前後と狭隘であり、部分的に2.7mと狭くなっており、隅切りが無く曲がれない等の状況が随所に存在している。その為、地区内交通と通過交通・観光交通の輻輳により円滑な通行が行われず、歩行者の安全性も確保されない上、特に救急車や消防車等の緊急車両の通行が大きな問題となっており、若者の流失原因にもなっている。又、市街地は港町特有の坂道が多く、高齢者は日常生活の移動に苦労している。</p> <p>代替措置： そこで、同時提案の「鞆町内狭隘路原則自動車通行禁止と通行熟練市民等に随時、通行許可証交付の円滑化の要件緩和」の実施により狭隘路を原則自動車通行禁止が可能となれば、町内自動車交通量の大幅削減が可能であり、運転者は狭隘路熟練者のみとなる。狭隘であるが故にスピードを出す事は不可能である為、交通事故や死亡事故はより一層抑制出来ると考えられる。又、業ではなく非営利で観光客や地元高齢者住民の移動手段を維持出来る必要最低限の経費を地域通貨にて決済を行う。町内交通円滑化と高齢者福祉と現状の狭隘路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止に貢献出来ると考える。</p>	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	34 広島県	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1014010	運転免許証記載事項中の住所の変更について、市町村長が受付、記載変更をできるようにする。	運転免許証記載事項(道路交通法第93条)の変更は管轄公安委員会に届け出ることとなっている(道路交通法第94条第1項)が、当該記載事項のうち住所の変更については、住民基本台帳法により、市町村長へ届けることとなっているので、運転免許証記載事項の変更のうち第93条第1項第4号のうちの住所の変更については、公安委員会だけでなく市町村長も受付、記載変更をできるようにする。	<p>運転免許証記載事項の変更のうち第93条第1項第4号のうちの住所の変更については、市町村長が受付、記載変更をできるようにする。</p> <p>提案理由： 住所変更に伴って、住民基本台帳関係で市役所へ、運転免許証関係で公安委員会(警察署)へ出向く必要があるが、本市は市役所と所轄警察署が2km程度の距離にあり、事実上同様の手続をするにも係わらず複数の官公庁へ出向く必要がある。そこで、届出先を減らすことにより手続者の負担を軽減し、住民サービスを向上させるために措置を依頼するものである。 また、住所変更後も運転免許証の住所変更を行っていない市民は少なからずあり、公安委員会による運転免許保有者の住所把握も進むと考える。 なお、他市町村においては、公安委員会と市役所が隣接している場合もあり、市町村によってニーズも異なるので特区申請するものである。 住所変更に伴って官公庁へ行くべき手続は複数あるが、そのうち、市町村で行う手続と事実上同様の手続である運転免許証変更手続について特区申請したものである。また、運転免許証記載事項の変更には住所以外にも複数あるが、現在進められている免許証のIC化の完了に伴う機器等の更新等を考慮し、住所の変更のみを対象としたものである。</p>		座間市	14 神奈川県	警察庁
1077010	商店街における特定時間帯の駐車規制緩和に関する提案	商店街(商店街振興組合法により登記されたもの)において、商店街区域内の片側2車線以上の道路に限り、交通量の多い特定の時間(8:00~11:00,14:00~17:00)を除き、道路交通法第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。という規制を免除し、駐車及び停車できるようにする。	<p>地域住民の商店街における買い物の利便性が、駐車違反の取締りの厳罰化により低下している。これに伴い、買い物の目的で商店街の道路上に駐車することができなくなり、駐車場をもつことができない小規模業者の店舗において売り上げが施行以前に比べさらに低下している。この提案は、商店街の利便性向上をはかり、地域住民のコミュニティスペースとしての機能を向上させることを目的とした、駐車禁止の緩和を求めるものである。これにより、商店街の賑わいを取り戻し、地域の経済および社会の発展に重要な役割を有する中心市街地の活性化につなげることを目的とするものである。 なお、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としている道路交通法の目的を達成するため、十分な通行可能範囲を有する片側二車線以上の道路に限定し、通行時間帯も、交通量の多い8:00~11:00,14:00~17:00(平成17年度警視庁調べ)を除くものとする。</p>		個人	14 神奈川県	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1069010	自動車の保管場所の有効活用	自動車の保管場所の確保に関する法律により「自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならない」と定められており、月極駐車場については、保管場所として使用する権原を有するものであることを証するため契約書を作成している。保管場所の取扱として、契約車以外は駐車できないこととされているが、契約車以外も時間貸し駐車場として利用できることとする。	<p>駐車場確保の必要性が高まりつつある現状において、「月極駐車場の相互乗り入れシステム」を提案します。慢性的な駐車場不足になっている反面、街の月極駐車場は、時間帯によって空きが目立っている点に注目し、月極駐車場の“空いた時間”を有効に活用するシステムです。</p> <p>現状は、営業マンが、商談のため得意先に行っても車を止める場所が少ない。運送業者が荷物を配達するため近くに簡単に駐車できる所がない。主婦が買い物に行っても駐車場が一杯で駐車場を探すのに苦労する。反面、月極駐車場は、朝、営業車が出かけると夕方まで空っぽである。などと言った状況です。</p> <p>提案するシステムは、事前に、月極駐車場の契約者がホストコンピュータに空き駐車場登録を行い、ユーザーは利用者登録をしておきます。ユーザーは利用したいときに電話・携帯電話・パソコンなどから空き状況を確認し利用予約をします。</p> <p>ユーザーは空き時間を利用するシステムのため低料金で、自宅、外出先どこからでも必要な駐車場が確保できます。駐車場のオーナーは、駐車場の稼働率がアップし、収益は駐車場オーナー、駐車場管理会社、月極駐車場契約者、システム運営会社で分配します。登録された駐車場には、人材を派遣し、清掃等の維持管理を行います。これにより、迷惑駐車、違法駐車をなくし、交通事故・交通渋滞防止に寄与できます。</p> <p>このシステムは、経産省「ネットワークビジネス21事業」に選定されています。当面の実施地域は、大阪市を対象にしています。</p>		株式会社日本パーキングシステム	28 兵庫県	警察庁
1148020	違法駐車取締り権限の移譲	所轄警察署との協議によりあらかじめ設定した特定区域内において、独自に、若しくは所轄の警察署との連携のもとに、違法駐車取締りを行えるものとする。	<p>本件については、当市第1次、第2次特区提案を契機に、国(警察庁)において検討が進められ、平成18年6月から、道路交通法の改正施行により一部業務が民間事業者へ委託されることとなったと承知しているが、当市が提案した市町村への権限移譲については、実現せずに推移している。</p> <p>市町村、特に都市自治体において、交通安全対策は重要な課題である。また交通渋滞対策や、火災・救急搬送等、緊急時の迅速な活動のためにも、違法駐車をなくしていくことが重要である。草加市においても、日頃、管轄警察署のご尽力をいただきつつ、その推進に努めているところであるが、本件について民間事業者でも行使できる権限すら得られない現状では、対応策も限られている。</p> <p>そこで、本件に特区制度を設けることを提案する。具体的には、特区として認定を受けた市町村は、管轄警察署との協議によりあらかじめ設定した特定区域内において、独自に、若しくは警察署との連携のもとに、違法駐車取締りを行えるものとする。この場合の取締りは、警察からの受託事務とせず、市町村が自ら行う事務とし、その経費は、反則金等の収入により自弁するものとする。これにより、国(若しくは都道府県)は、財政負担を増大することなく違法駐車対策の推進が可能となり、市町村においては、地域の実情に即応した違法駐車対策を行うことが可能となる。</p> <p>当初は、設定する特定区域を絞り、その成果を踏まえて、漸次、区域の拡大をはかることを目指す。</p>		草加市	11 埼玉県	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1148030	自転車前照灯の要件に点滅式も追加	道路交通法では車両は前照灯を点灯させることになっているが、自転車においては、点灯だけでなく点滅も認めることとする。	<p>道路交通法第52条は、「車両等は、夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。」としているが、現在、自転車の視認性を高めるため点滅式ライトを設置するケースが増えている。この点滅式ライトは、一般の前照灯と比べた場合に、より車等外部から視認されやすいものであるが、現行法では、この点滅式ライトのみの使用は、「点灯」ではないとの理由により無灯火扱いとなり、道路交通法違反となってしまう。</p> <p>草加市などの都市部では、夜間においても街路灯等により一定以上の灯りが確保されており、全くの暗闇になることはない。一方、狭隘な道路に自動車、自転車、歩行者が錯綜している。そのような地域においては、自転車の前照灯に求める性能は、前方を照らすことよりも、他の通行者、通行車両等から認識されやすくすることによる安全確保を優先するべきと思われる。そこで、草加市においては、道路交通法第52条の特例として、自転車の前照灯は点灯だけでなく点滅方式でも認めることとし、夜間点灯(点滅)の履行を促進して安全性を高めたい。</p>		草加市	11 埼玉県	警察庁
1166010	電動車いすの速度規制の緩和	現行法で規定されている電動車いすの速度制限について、一定の要件を満たしている場合には、時速10kmまで出すことを可能とする。	<p>主に高齢者を対象に電動車いすが普及の一途をたどり、高齢者の自立支援の一躍を担っている現状を踏まえこれまで以上に高齢者が自立して安全に生活出来る地域を目指す。</p> <p>電動車いすによる横断歩道走行中の事故等が多発している現状改善のために速度規制の緩和を実施する。速度制限の緩和区域を限定し、特区内には特区であることを表示し、速度規定に関する管理はITSを利用し特区内の一元管理を行う。</p> <p>電動車いすによる交通事故の増加もまた事実であり、販売店での講習ならびに実地研修の義務づけを行う。一定の研修を終了をすることで、求める措置の対象とする。ひいては電動車いす利用者の利便性を向上させ、利用者の走行速度に対する不満や周囲の持つ既存のイメージの払拭等一歩進んだバリアフリーにつながる。</p> <p>具体的な要件として、歩行者の交通の状況(歩く他にたたずみや立ち話をすることなどを含む)を考慮に入れた上で自動車の交通量に関係なく、歩行者の交通量が多い場合には3.5メートル以上、その他の場合には2メートル以上の道路幅を持つ歩道ないし歩行者自転車道、また横断歩道走行時の速度制限の緩和を要請する。</p>		個人	14 神奈川県	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1169010	コミュニティビークル特区	自動運転の本格的導入に向け実社会でマス実験を行うために、安全性の確保された一定要件を満たした特別車両を使って、道路の一定の範囲に限って自動運転による走行を可能とする。車両として、電動車いすを想定しており、現状歩行者扱いの電動車いすに係る規制の再構築を提案する。	<p>都市化・過疎化によって伝統的コミュニティが崩壊しつつある現在、誰でも安全に移動出来るより良いコミュニティ形勢のために車両の自動運転が求められる。これを普及させるために実社会でのマス実験を行うことが必要不可欠である。そのため、地域、通行可能な範囲を限定した上で、現在の電動車いすに関する規制を再構築し、一般道路を自動運転走行可能とする。これにより、移動を容易にすることで新しい街作り、地域活性化を目指していく。</p> <p>現在の電動車いすの 카테고리(長さ120cm、幅70cm、高さ108cm、最高速度6km)では、JIS規格があるのみで、道路交通法では歩行者扱いとなっているため、速度や耐久性、衝突や追突の危険性等から、利用者、非利用者双方の共感が得られていない背景がある。</p> <p>そこで、まず、車両の仕様、速度規制等について、規制の緩和を行う。車両の想定仕様は長さ170cm、幅80cm、高さ150cm以下、最高速度時速20km、最大積載量30kgである。他方で、一般車両とは異なることが外部から誰にでもわかるように特別なナンバーを取り付ける。普通免許・原付免許保持者は走行を許可し、無免許者は一定の講習を受けることで走行可能とする。走行可能な範囲として、特区であることの表示を行ったうえで、道路容量に余裕のある場所において設置された専用レーン、バリアフリー法を満たしている道路のみに限定する。</p> <p>自動運転車両として、複数の手段により、速度状況の管理・障害物を感知する機能・地域情報を得る機能を備え付ける。各機能の信頼性に対する定量的基準の設定を行い、基準が満たされているか否かの試験を行う。</p>		個人	13 東京都	警察庁 国土交通省
1034010	生活道路における最高速度規制要件の緩和	現在、生活道路(県公安委員会による最高速度標示がなされていない住宅地内等における日常生活に密着する市道)の最高速度規制は他の道路と同様、県公安委員会が道路標識等により行うことができるが、この生活道路の最高速度規制については、市域の実情に応じて、市長が行うことを可能とするもの。	<p>川口市における生活道路を含む市道の速度規制状況は、50km/hが1%、40km/hが9%、30km/hが31%で残りの59%が最高速度標示のない道路である。最高速度が標示されていない生活道路は、50~30km/hと規制されている道路と異なり、60km/h以内で走行できることから、交通事故を誘因することとなり、市民生活に危険が生じている。こうした危険性のある生活道路に、市長が自ら地域の実情に応じて規制をかけることにより、交通事故の減少が図られる。</p> <p>なお、川口市では、平成18年9月25日に、最高速度標示のない生活道路において、脇見運転の自動車が保育園児等の列に後方から突っ込み21人の死傷者(園児4人が死亡)を出す事故が発生した。幼い子どもの尊い命を失った家族や親族ならびに地域住民の精神的苦痛は計り知れないものがあり、再発防止に向けた各種施策を積極的に講じているところである。</p>	川口市		11 埼玉県	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1180040	有事の際に限り、海上輸送も可能な移動型検査車を緊急車両として認可頂き、その際医師の協力を仰げる環境を整備して頂きたい。	有事の際には、想定外の検査機器の不調や機器故障等が想定される。その際、被害を蒙っていない地域より医師同乗の移動型検査車を派遣することが出来れば、現地医師との協力により移動型検査車が人命救助の一助になると考えている。そのためには、有事に限り移動型検査車が緊急車両として交通規制中道路の通行許可を認めて頂くことが必要であり、現地においても医師と連携が取れる環境整備を検討して頂く必要があると考えている。東南海、南海地震等の発生が懸念される現在、移動型検査車は今後重要な役割を担うことが出来ると考えている。	【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。将来的には陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルにおいて、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為の短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府	警察庁
1122020	制限外積載許可に係る申請対象者の追加と包括申請の取扱いの緩和	現行の許可申請者である「車両の運転者」に「自動車検査証上の使用者」を追加し、自動車検査証上の使用者が、同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬し、貨物を積載した状態での自動車と貨物の長さ、幅、高さが同一で、貨物運搬経路が同一である場合には、運転者と車両が別々でも、当該使用者に対し、包括して1件の申請として取り扱うこととする。	現行の許可制度では、原則として1個の運転行為ごとの申請(許可)となっていて、トラック事業主等使用者からの包括的な申請(許可)となっていないなど手続きが煩雑である(茨城県内制限外積載許可件数(H18年度)約15,500件)。また、申請主体を現行の「車両の運転者」のほか「自動車検査証上の使用者」を加えることで、例えば使用者からの業務命令により制限外積載を行ったことに伴い道路交通法上瑕疵があった場合の責任は、使用者ではなく、当該運転者に帰責するケースを回避することができるとともに、当該法人として道路交通法上の責任の明確化を図ることができる。		(社)茨城県トラック協会、日立建機ロジテック(株)、(株)小松製作所真岡工場、茨城県	50 その他	警察庁
1122030	制限外積載許可に係る包括申請の場合の許可期間の延長	包括して1件の申請とみなす場合の許可期間を、現行の3ヶ月以内から1年以内とする。	当該許可の際に考慮すべき条件である「車両の構造」又は「道路若しくは交通の状況」については、本提案の条件が「同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬し、貨物を積載した状態での自動車と貨物の長さ、幅、高さが同一で、貨物運搬経路が同一である場合」であり、さらに実態として、制度としての更新の手続きの形態はないが、申請及び許可の内容が同一で、繰り返し申請時の手続きの簡素化(実査の省略(「制限外積載許可取扱要領」について)(H12.1 警察庁丙規発第3号))があることから、許可期間の延長と考慮すべき条件との相関は低いと考える。なお、車両の構造については、変更時には許可期間内でも再度申請を要するものとされるため、安全性は確保されるものとする。また、現行の許可期間は、茨城県の場合、平成5年3月に、従前の「原則として10日以内」から「原則として3ヵ月以内」に改正(「茨城県警察制限外積載許可取扱要領」の改正について)(H5.3 通達甲交規第16号))されたものの、許可期間が短く、許可を得てもすぐに次の許可を得るための手続きに取り掛かる必要があるなど手続きが煩雑であり(茨城県内制限外積載許可件数(H18年度)約15,500件)、期間延長により、安全性を確保しつつ、手続き件数の減少による経済的効率性の向上が図られる。		(社)茨城県トラック協会、日立建機ロジテック(株)、(株)小松製作所真岡工場、茨城県	50 その他	警察庁

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1090020	緊急災害時における積載重量制限等の緩和	現行法で規定されている積載制限の規制緩和を行い、災害時緊急作業について迅速に対応可能とする。	<p>災害が発生し、緊急の復旧作業を要する場合、作業に使用する重機運搬については、大型重機などは分解し運搬制限内の重量にする必要が生じます。結果、重機メーカーに依頼し、分解した重機を数台のトラックで分割運搬を行い、災害現場で組立作業を行うこととなります。</p> <p>緊急災害時に、このような分解・運搬・組立て作業を行うと、それだけで多くの日数を要し、その上、分解組立作業を行える作業員は限られるため緊急的な対応はできないこととなります。</p> <p>緊急時の積載重量制限等を緩和することで、緊急を要する災害復旧などの迅速な対応が可能であるため、次の規制緩和策を講じていただきたい。</p> <p>1. 災害発生時には道路管理者から地域建設業協会・建設業界へ要請し、発注者と道路管理者が連携し特別許可を発行するなど地域住民の生活を第一に考えた柔軟な規制緩和をお願いしたい。</p>		社団法人 岐阜県建設業協会	21 岐阜県	警察庁 国土交通省
1024010	人工地盤のペDESTリアンデッキ(歩行者の回廊)について、道路使用許可、道路占用許可対象からの除外の特例	町の管理施設(博多南駅前ビル)と接続するペDESTリアンデッキ(人工地盤である歩行者の回廊、以下デッキという)について、現行法の道路使用許可、道路占用許可制度を適用せず、車両の進入ができないデッキの利点を活かし、博多南駅前ビル及びデッキを一体的に利用し、憩いの広場、イベントの開催、地場産農産物の販売を行う。地域の活性化を図る場とするための(デッキの面積は2,800㎡)道路交通法第77条1項及び2項の適用、道路法第32条の適用を除外する特例の許可。	新幹線博多南線は平成2年4月に当時の回送列車を活用し博多駅まで10分で通勤通学ができる利便性を確保するため地域住民の熱意で実現された路線である。現在、博多南線の利用者は一日平均11,909人である。その博多南駅前に国土交通省の補助である「まちづくり総合支援事業」を活用し、駅前ビル、デッキを建設しまちづくりの根幹となる「地域の活性化牽引」は、那珂川町の活性化」として町の玄関作りを行ってきた。しかし、デッキの活用については、所轄の警察署への事前協議が必要であり地域住民の利活用に不自由さがあり、補助事業での費用対効果が発揮できない。当該の管理は、ペDESTリアンデッキの道路管理者である本町にて行う。		那珂川町	40 福岡県	警察庁 国土交通省
1168010	ナンバープレートのデザイン規制緩和	地域の活性化の観点から、ナンバープレート上に、地域の特色を現すデザインを行うことを容認する。	現行のナンバープレート、ご当地ナンバープレートを問わず、プレート上に、ナンバーの識別に影響を与えない範囲で、地域の特色を現すデザインを施すことを容認する。地域独自のデザインを施すことで、地域の人々の連帯感の向上や、地域外の人々に対する地域のPRにもなり、地域の活性化につながると思う。		個人	13 東京都	警察庁 国土交通省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1161010	種子島の南種子町において、希望者が火縄銃、散弾銃の発射を練習出来るように関係法令などの一部改定	現状の銃砲刀剣類所持等取締法、内閣府令では銃の射撃練習について、住所地の都道府県公安委員会に教習等の申請を行うこととなっています。そこで、鉄砲伝来の地である南種子町で銃の正しい知識を習得してもらうため、何処に居住する人でも、南種子町に設置された施設で銃の初級者講習を受けられ、教習終了証明書の交付を受けられ、同日、若しくは翌日に同じ場所で練習資格認定証の交付を受け、南種子町に設置された練習射撃場において射撃練習を行えるように関係法令の一部改定をお願いするものです。	種子島に数万人規模で交流人口を増加させ、地域の観光関連のみならず各業界を活性化させるため、我が国に鉄砲が始めて伝来した南種子町西之本村前之浜において、鉄砲の練習が出来る施設を設置し、全国の射撃練習希望者が南種子町で初級者講習、同講習終了証明書の交付、練習資格認定証の交付を受けて、射撃練習を行ってもらうという計画です。現状の法令では、射撃練習を希望する者は住所地の都道府県公安委員会に各申請を行うこととなっています。そこで、この特区提案では、例えば東京都公安委員会に申請した場合でも、種子島の事業組合が運営する施設で初級者講習の受講から練習資格認定証の交付を受けて、射撃練習までを出来るようにすることで季節や天候の影響をあまり受けずに交流人口の増大を図りたいと考えております。提案に至った経緯は、過疎化をくい止めるために定住促進を行っているなか、一番の問題点として定住者の雇用機会を増大させる必要が感じられますことから、観光や物産などの業界を活性化させる方策として、また新種子島空港が開港したものの、依然ジェット旅客機の就航はされず、更に鹿児島 - 種子島間の減便に至っていることから、少しでも多くの交流人口を得たいと考えました。社会的な安全性を高めるため、教習終了証明書の交付を受けた者であっても、免許証の写しを提出させ、犯罪歴やアルコール依存症、精神疾患による通院歴がない旨の署名をさせて、銃砲刀剣類所持等取締法による不適合者には利用をさせないことで対応したいと考えています。また、事故に対しては、一人の練習者に一人ずつ事業組合の指導員がついて指導し、事業組合で傷害保険に加入して行います。	種子島鉄砲特区	種子島U・ターンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁
1161020	南種子町(古式銃)鉄砲隊による火縄銃発射の日程や時間の変更にも迅速に対応できるように関係法令の一部改定	火縄銃(古式銃)の発射において、現状の法令では、南種子町鉄砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしたいだけよう経済産業省令など関係法令の一部改定をお願いするものです。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)鉄砲隊が種子島と呼ばれる火縄銃の(空砲)試射を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試射も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可までに一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なからずあります。そこで、同許可申請から許可証の交付までの手続きを簡略化、若しくは届け出制としていただくことで、観光客を含めて、より多くの機会で見学していただき、歴史の一頁に思いを馳せながら、一人でも多くの人々に楽しんでいただきたいと考えております。そうすることで種子島の観光資源がより多くなり、結果として交流人口の増大にも寄与すると考えられます。	種子島鉄砲特区	種子島U・ターンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁 経済産業省
1154010	21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置	パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内に貸玉・貸メダル返却所の設置を行うことにより、遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。	パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」の設置を行い、新しい賞品交換システムを採用することにより、社会貢献活動を推進する。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。これは今回の提案を認めて頂く事により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式による賞品交換システムによる弊害を解消し、全国で多発している犯罪(景品買取所に対する現金強奪事件、傷害事件等)を未然に防止することを目的としている。以上の提案により、「安心・安全・快適・感動」のある、シンプルな健全で合理的な娯楽施設を構築することが出来るのであります。		株式会社 玉越	23 愛知県	警察庁



提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1022010	地域の治安強化	行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。そのために各自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む、警察官(OBも含む))を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。	<p>現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多人数を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。</p> <p>優秀な人材へのテロ行為又犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的なものだけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きいものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。</p> <p>行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自治体に設置されている「危機管理室」へ自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む)・警察官(OBも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。</p>		個人	27 大阪府	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省
1051200	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対し実施することで良いものとするべきである。	<p>公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。</p> <p>同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。</p> <p>同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続について通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するか、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。</p>		個人	13 東京都	警察庁 内閣府
3003200	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対し実施することで良いものとするべきである。	<p>公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。</p> <p>同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。</p> <p>同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続について通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するか、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	警察庁 内閣府

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1148010	警察と連携して生活犯罪を防止	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について捜査権を付与する。	<p>凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。これら事案は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事案を警察が取り締まることは困難である。よって行政側の関係部署職員が、当該事案に係る警察官の職務執行を補助することができれば、より効果的な摘発、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながり、より凶悪な刑法犯対策に集中できるようになる。</p> <p>そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現認行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるようにし、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりが必要である。</p> <p>例えば、埼玉県では7月1日より迷惑行為防止条例が施行され、客引き行為等の規制が強化されることになっているが、この取締りの一部を本市でも行うことができれば、条例をより効果的に機能させることができるのではないかと考えている。</p> <p>そこで、刑事訴訟法第189条の特例として、特区認定市町村においては、管轄の警察署より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について犯罪捜査に従事できることとし、警察署と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた県条例に係るもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち去り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。</p>		草加市	11 埼玉県	警察庁 法務省
1012010	外国人入国の規制緩和	お見合いのために入国する外国人のためのブライダルビザを新設する。	<p>近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑みて、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。</p> <p>現在、在留資格で日本に入国するのに27種類のビザがありますが、ブライダル目的で入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、婚約ないし結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。</p> <p>なぜならば、1つの目的に対し、2度も3度もビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛だからです。</p> <p>なお、スポーツ選手などが日本に入国してから逃げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を歴史のある寺院(宗教法法人成立の昭和28年に成立した宗教法法人)や実績のあるブライダル協会(設立から10年以上経過など)に限定し、認定制にすることなどにより、受け入れ側の居場所のはっきりした、お見合い会場も明確なものに限りビザをおろすようにする。</p>		個人	27 大阪府	警察庁 法務省
1055060	田舎暮らし外国人誘致特区	<p>沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季があり、安全で水が美味しい日本において永住してもらうことを目的する。</p> <p>【永住権】取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に行なう。</p>	<p>【永住権】の軽減を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本へ訪れた回数10回以上かつ日本への通算滞在期間70日以上</li> <li>・全国から申請があった市長村に限り住居できることとする。</li> </ul> <p>【結果】 過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の元気を取り戻す。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活関連施設の充実し地域活性となる。 外国人は、充実したセカンドライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。</p> <p>【受入体制】 ・日本で外国との姉妹都市・提携都市の市長村は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにすることでより充実した交流を行なうことができる。</p>		(株)パソナシャドーキャピネット	13 東京都	警察庁 法務省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1055130	外国人の起業規制緩和特区	<p>特区内において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へとつなげる</p> <p>【資格基準の要件緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2人以上の常勤職員の雇用人数規制をなくす</li> <li>個人での事業立ち上げも可能とする</li> <li>年間投資額500万円以上</li> <li>投資額下限の引下げ(100万円)</li> </ul>	<p>提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。</p> <p>内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる</p> <p>効果)日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。</p>		(株)パソナシャドーキャピネット	13 東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
1160020	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	<p>「投資・経営」(直接事業に投資し経営をする外国人及び資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人経営者)及び「技術」「人文知識・国際業務」(資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員)の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。</p>	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設置し、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することがないよう、親の同居を求めるものである。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省
1160060	「投資・経営」の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和	<p>「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。</p>	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
1187160	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化	<p>【内容】</p> <p>期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与</p>	<p>【実施内容】</p> <p>外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。</p> <p>【提案理由・目的・効果】</p> <p>当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した在留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。</p> <p>在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為(銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃借契約など)が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した在留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1187170	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	<p>【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合理化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。</p>	<p>【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果“昨日まで本国、明日から日本の職場”となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
1187180	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設	<p>【内容】 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。</p>	<p>【実施内容】 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中にも在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本での事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省
1187190	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	<p>【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。</p>	<p>【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就学機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1187200	「研究交流ビザ(仮称)」の創設	<p>【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行えるような「研究交流ビザ(仮称)」・新規在留資格を創設する。</p>	<p>【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一年間未満)の講座等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうかわからない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができると考える。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 外務省